

2012年9月15日に第308回月例会が開催されましたので、その概要をご紹介します。  
大阪企業法務研究会幹事会

-----  
報告者：森田豪（弁護士）

テーマ：濫用的会社分割への対応

報告者コメント：濫用的会社分割の問題については、2009年10月開催の月例会で石井義人会員より報告がありましたが、その後会社分割につき詐害行為取消を認める裁判例などが出ており、「会社法制の見直しに関する要綱案」においても立法措置が検討されています。債権者保護の観点から議論の状況を整理します。

報告内容（見出し）：

1. はじめに

2. 設例

参考判例 = 東京地判平成 22・5・27 金商 1345・26、  
東京高判平成 22・10・27 金商 1355・42

【設例1】分割の結果、A社に債権の残る債権者（残存債権者）への説明等あり

（分割前）A社 資産 60／負債 100

↓

（分割後）A社 資産 10+B社株式（備忘価額）／負債 50+重疊的債務引受 50  
B社 資産 50／負債 50

【設例2】残存債権者への説明等あり

（分割前）A社 資産 60／負債 100

↓

（分割後）A社 資産 10+B社株式（DCF法等）20／負債 50+重疊的債務引受

50

B社 資産 50／負債 50

【設例3】 上記設例2の事例で残存債権者への説明等なし

3. 濫用的会社分割に対して債権者が取りうる手段

- (1) 会社分割無効の訴え（会社法 823 条）
- (2) 商号続用責任（会社法 22 条 1 項類推適用）による新会社への請求
- (3) 法人格否認の法理による新会社への請求
- (4) 詐害行為取消、否認権行使
- (5) 役員に対する個人責任の追及ほか

4. 詐害行為取消、否認権行使の対象

5. 詐害行為取消、否認権行使の要件（詐害性）

- (1) ハイブリッドの問題
- (2) 債務引受をしている場合→責任財産の減少？
- (3) 財産の態様の変更、配当率の低下

以 上